

新たな番号制度における 「みなし認定」について

総務大臣から電気通信番号の指定を受けていない事業者は原則、「**みなし認定**」の対象です

Q. みなし認定の対象となるのはどのような場合ですか？

- ✓ 総務大臣から**電気通信番号の指定を受けていない電気通信事業者が、卸電気通信役務の提供を受けて電気通信番号を使用している場合、多くは「みなし認定」の対象**です。
- ✓ 「みなし認定」は**原則、標準電気通信番号使用計画**（令和元年総務省告示第7号）の**別表第1**を使用してください。
- ✓ 別表第1に合致しない場合は、別表第2を使用してください。ただし、**別表第2は使用できる電気通信番号の種別に制限**があります。
- ✓ なお、**別表のいずれも使用できない場合は、「みなし認定」は受けられません**ので、電気通信番号規則（令和元年総務省令第4号）様式第1及び第2を使用して、総務省に対し、電気通信番号使用計画の認定を申請する必要があります。

Q. 別表第1に合致しないのはどのような場合ですか？

- ✓ その**電気通信番号の使用の態様が卸元事業者のものとは異なる場合**等が該当します。
- ✓ これは、電気通信番号を使用する電気通信役務について、**総務省に登録し、又は届け出ている区分が卸元事業者のその全部又は一部と同じであるか**等で判断できます。
- ✓ ただし、転送電話サービス等において、卸元事業者がサービス提供している場合であっても、独自に電気通信設備を設置して別のサービスを提供する場合は、別表1に合致しません。
- ✓ いわゆる**単純再販型**は、別表第1を使用した「みなし認定」を受けられます。

Q. 別表第2を使用できるのはどのような場合ですか？

- ✓ まず、**別表第1に合致するかどうかを確認してください**。別表第1に合致しない場合に、別表第2の使用を検討してください。
- ✓ **別表第2を使用できる電気通信番号の種別は、固定電話番号（0ABJ）、データ伝送携帯電話番号（020）、音声伝送携帯電話番号（070、080、090）、特定IP電話番号（050）及びIMSIに限られます**。なお、**固定電話番号であっても、電話転送役務を提供している場合は、別表第2を使用できません**。
- ✓ 別表第2を使用できる電気通信番号の種別であれば、多くの場合は別表第2を使用した「みなし認定」を受けられます。
- ✓ 不明点があれば、総務省番号企画室まで、お問合せ下さい。